

非常災害対策について

平成 28 年度の台風による水害等の被害が発生したことから、火災に加え、地域の特性（沿岸・山間地域の別や土砂災害危険の有無等の立地環境）等を考慮し、地震、津波、風水害その他の自然災害に係る対策の取組が必要となります。

以下の点について、ご留意いただき、非常災害に係る対策の強化をお願いします。

○ 社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引について

道では、各介護保健施設等が非常災害対策計画等の整備を進められるよう、平成29年度に手引を作成しましたので、計画を作成する際の参考にしていただき、入所者等の安全確保に努めていただくようお願いします。

社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引の掲載場所：

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/houjin/toriatsukai/bousaibouhan.htm>

○ 避難確保計画の作成・避難訓練の実施の義務化

平成29年5月19日に「水防法等の一部を改正する法律」が公布され、「水防法」及び「土砂災害防止法」の改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されました。避難確保計画の作成・変更した際は、市町村への報告が必要となります。

避難確保計画の作成・点検に当たっては、国交省の「避難確保計画の作成の手引き」、「避難計画点検マニュアル」の他、上記「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引」も参考としてください。

国交省作成の手引き等の掲載場所：

<http://milt.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieishuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

○ 避難準備情報等の名称変更等について

災害対策基本法第56条の市町村長による避難準備及び第60条の市町村長による避難勧告・指示について、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成27年8月）」で規定されている名称を下記のとおり変更し、高齢者等が避難を開始する段階などを明確にされました。

なお、名称変更を含め、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」は、平成29年1月において「避難勧告等に関するガイドライン」に改訂されています。

(変更前)	(変更後)
避難準備情報	→ 避難準備・ <u>高齢者等避難開始</u>
避難勧告	→ 避難勧告
避難指示	→ 避難指示（緊急）

本通知（平成28年12月26日付け府政防第1416号、消防災第184号）：

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/guideline_2016.html

避難勧告等に関するガイドラインの掲載場所：

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h28_hinankankoku_guideline/index.html

○ 事業継続計画（BCP）の策定について

事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、万一、不測の災害などの発生により事業継続に必要な資源（人・物・情報など）が被害を受け、通常の事業活動を中断せざるを得なくなった場合に、残された能力で優先すべき業務を継続させ、必要とされる一定程度のサービスレベルを維持しつつ、許容される期間内に復旧できるように、組織体制、事前対策、災害発生時の対応方法などを規定した計画を指します。

社会福祉施設等における業務の停止は、利用者の生命・身体に直接影響を及ぼす恐れがあり、また、災害発生時には、勤務時間帯によって、職員の確保が困難となる場合があります。職員個人に対する負荷が増加するなど、次のような特徴があります。

事業継続計画を策定することにより、災害等発生時に必要な業務の継続及び業務の早期復旧に有効な手段となりますのでご検討ください。

社会福祉施設等における業務停止時の特徴

区 分	特 徴
施設等の入所者	<ul style="list-style-type: none"> ・介護等が必要な入所者が入所しているため、複数の職員で1人の入所者に対応しなければならない。 ・医療の提供が必要な入所者がいる場合は医療機関との連携が必要になる。 ・業務時間中に災害が発生し、通所利用者の帰宅が困難になった場合、少ない人的資源により対応しなければならない。
施設等の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間など、勤務している職員が少ない時間帯に災害が発生した場合は、職員の参集が困難となり、人員の確保が難しくなる。

※ 防災マニュアルとの違い

一般に、防災マニュアルの役割は、災害発生時の初動対応を定めることで、人命を確保することにありますが、BCPの役割は、業務の継続や復旧過程を手順化することで、確保できた人命を守り続けていくことにあります。

防災マニュアル	事業継続計画（BCP）
<ul style="list-style-type: none"> ・人命の安全確保 初動対応、職員行動基準、避難手順、安否確認など ・物的被害の軽減 建物耐震化、設備の固定、非常用電源設備整備 ・二次災害防止対策 火災、劇薬物流出防止 など 	<p>～左欄の項目のほかに、次の項目が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優先的業務の設定、早期復旧の計画 業務の優先順位付け、復旧期間・復旧レベルの設定 ・関係機関と連絡調整 同種施設、地域、行政等との連携 ・必要資金の準備 など <p>※事業者自身が被災した場合を想定</p>

北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課ホームページの掲載場所

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/houjin/houkoku/houkoku.htm>

(災害発生時の事業継続計画に係る関係資料)

□平成23年度厚生労働省社会福祉推進事業 (H24.3)

・トップページ

https://www.yokohama-ri.co.jp/fukushi_bcp/deliverable.html

・事業報告書

「突発的に発生する緊急事態における社会福祉事業の継続に向けたモデル事業継続計画 (BCP; Business Continuity Plan) 策定とその普及事業」報告書 (H24.3.31(株)浜銀総合研究所)

https://www.yokohama-ri.co.jp/fukushi_bcp/pdf/Report01_20120331.pdf

・成果品 (福祉事業所における事業継続計画 (BCP) 策定ガイドライン)

「災害に強い事業所づくり～利用者へのサービスを維持するための地域との連携のあり方～」

https://www.yokohama-ri.co.jp/fukushi_bcp/pdf/Guideline01.pdf

□平成24年度厚生労働省社会福祉推進事業 (H25.3)

・トップページ

https://www.yokohama-ri.co.jp/fukushi_bcp24/deliverable.html

・事業報告書

「社会福祉法人の緊急事態対応のための事業継続計画 (BCP) と緊急事態に備えた演習の在り方に関する調査研究とその及啓発事業」報告書 (H24.3.31(株)浜銀総合研究所)

https://www.yokohama-ri.co.jp/fukushi_bcp24/pdf/Report01_20130331.pdf

・成果品 (福祉事業所における事業継続計画 (BCP) 策定ガイドライン)

「災害に強い事業所づくり～社会福祉事業におけるBCP 方法と実践～」

https://www.yokohama-ri.co.jp/fukushi_bcp24/pdf/Guideline01.pdf

□平成25年度厚生労働省社会福祉推進事業 (H26.3)

・トップページ

https://www.yokohama-ri.co.jp/fukushi_bcp25/deliverable.html

・事業報告書

「地域継続計画 (DCP) の観点を取り入れた事業継続計画 (BCP) のあり方に関する調査研究事業」報告書 (H24.3.31(株)浜銀総合研究所)

https://www.yokohama-ri.co.jp/fukushi_bcp25/pdf/Report01_20140409.pdf

・成果品 (福祉事業所における事業継続計画 (BCP) 策定ガイドライン)

「災害に強い地域づくり～ふだんの暮らしを再興するためのBCP策定～」

https://www.yokohama-ri.co.jp/fukushi_bcp25/pdf/Guideline01.pdf

□他県のホームページ (リンク先へのお問い合わせはご遠慮ください)

・静岡県

(介護施設における事業継続計画 (BCP) 作成支援ツール)

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/h26/shisetu-bcp.html>

・高知県

(高知県社会福祉施設防災対策指針 (BCP策定編追加改定)・安全対策シート)

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060201/shisin.html>

平成29年度 文書指導事項の状況【非常災害対策】

1 指摘事項の内訳

指摘事項内訳	指摘件数
1 非常災害計画の未策定	10
2 非常災害計画の策定が不十分	42
3 避難訓練の未実施	17
4 避難訓練の実施が不十分	41
5 避難訓練の記録が未作成	1
6 利用者・職員等に対する防災教育(研修)の実施が不十分	24
計	135

2 指摘事項の具体的な内容(主なもの)

	件数
非常災害に係る対策に関して、地域の特性を考慮して、地震災害、風水害、その他自然災害に係る対策を含んだ非常災害計画となるよう改善を図ること。	26
非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならないが、非常災害計画を策定していないことが確認されたので、早急に整備すること	10
自然災害を想定した非常災害計画を策定していないので、策定をすること。	41
消防計画に基づく避難訓練及び消火訓練を行っていないので、早急に避難訓練を実施すること。	15
火災や自然災害を想定した避難訓練を実施していないので、今後は年1回以上実施すること。	2
火災や自然災害を想定した避難訓練を実施しているが、実施記録が確認できないので、今後は実施記録を作成し、保管すること。	1
従業者や利用者に対し、自然災害についての基本的な知識や非常災害計画の理解を高めるための防災教育(研修)を実施しなければならないが、実施していないことが確認されたので、実施すること。	22